

大分県有料老人ホーム立入検査のながれ

1 検査実施1月前

対象事業者宛てに県から実施通知が届く。



2 検査実施1週間前まで

対象事業者は、事前調書を大分県に提出する。
作成にあたっては、「有料老人ホーム立入検査事前調書(表紙)【別紙1】」を参照する。



3 検査実施日まで

対象事業者は、「有料老人ホーム立入検査当日準備書類チェックリスト【別紙6】」を参照し、検査当日に使用する書類が準備できたら、チェックリストにチェックをいれる。



4 検査実施日当日

対象事業者は、検査で指摘を受けた内容を記録する。



5 検査実施後

対象事業者は、立入検査結果通知が届いたら、内容に応じ2か月以内にその改善状況を報告する。